

【特定調停手引 1】

2013年（平成25年）12月5日
2014年（平成26年）6月19日 改訂
2014年（平成26年）12月12日 改訂
2020年（令和2年）2月19日 改訂

事業者の事業再生を支援する手法としての 特定調停スキーム利用の手引

（旧名称：金融円滑化法終了への対応策としての
特定調停スキーム利用の手引き）

事業者の事業再生を支援する手法としての
特定調停スキーム利用の手引

— 目 次 —

はじめに

第1 特定調停スキーム（事業再生支援型）の概要・要件

- 1 特定調停スキーム（事業再生支援型）の概要
- 2 特定調停スキーム（事業再生支援型）のメリット
- 3 特定調停スキーム（事業再生支援型）の活用事例
- 4 特定調停スキーム（事業再生支援型）の費用
- 5 特定調停スキーム（事業再生支援型）の要件

第2 事業再生支援型特定調停手続の進め方

- 1 事前準備及び相談対応
- 2 弁護士に求められる役割
- 3 事前準備及び金融機関との協議の開始
- 4 特定調停の申立て
- 5 調停手続の進行
- 6 認定支援機関による経営改善支援事業との関係

別紙1 各手引の適用場面

別紙2 「経営者保証に関するガイドライン（GL）に基づく保証債務整理（一体再生型） GL要件該当性及び弁済計画案等の御説明」活用マニュアル

書式1 特定調停申立書（一体再生型）

書式2 関係権利者一覧表

書式3 再生計画案

書式4-1 調停条項案（ひながた1・リスケジュール型）

書式4-2 調停条項案（ひながた2・債務免除型）

書式4-3 調停条項案（ひながた3・DDS型）

書式4-4 調停条項案（ひながた4・第二会社型）

書式5 経過報告書

書式6 返済猶予等の申入書

書式7-1 資産に関する表明保証書・確認報告書

書式7-2 （表明保証書の別紙）資産目録（負債目録付き）

書式8-1 経営者保証に関するガイドライン（GL）に基づく保証債務整理（一体再生型） GL要件該当性及び弁済計画案等の御説明

書式8-2 （上記説明書の別紙）保証債務の弁済計画案

書式9 保証人の関係権利者一覧表（一体再生型）

参考1 特定調停スキームの流れ

参考2 特定調停スケジュール案

2013年（平成25年）12月5日
2014年（平成26年）6月19日 改訂
2014年（平成26年）12月12日 改訂
2020年（令和2年）2月19日 改訂

事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引

日本弁護士連合会

当連合会は、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」といいます。）が終了したことへの対応策の一つとして、簡易裁判所の特定調停制度を活用したスキームを円滑に運用するため、2013年（平成25年）12月5日、その対象、手続等を明確にした「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」を公表しました。

本手引は、その後の運用を踏まえて、当連合会が「事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」として改訂するものです。

本手引は、特定調停手続を利用して、事業を再生する比較的小規模な事業者（法人又は個人事業者）及びその保証人の債務の整理を円滑に進められるように、事業者及び保証人の代理人弁護士が参考とする指針として作成されたものです。代理人弁護士は、本手引について、対象債権者である金融機関にも理解を得て特定調停スキームを利用することが求められます。

第1 特定調停スキーム（事業再生支援型）の概要・要件

1 特定調停スキーム（事業再生支援型）の概要

本手引における特定調停スキーム（事業再生支援型）とは、金融機関に過大な債務を負っている事業者の主たる債務及び保証人の保証債務を一体として、準則型私的整理手続の一つである特定調停手続により整理するものです。事業者については、リスケジュール、資本金借入金への転換（DDS）又は債務免除による方法（いわゆる第二会社方式による債務免除を含む。）で事業の再生を図るものです。保証債務については、経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証GL」といいます。）に準拠します。

特定調停手続は、特定債務などの調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特定調停法」といいます。）に基づき、裁判所の関与の下、公正かつ

妥当で経済的合理性を有する内容の調停を成立させるための手続であり（特定調停法第17条第2項，同第18条），経営者保証GLにおいても，私的整理ガイドラインの各手続と同様に，利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続（準則型私的整理手続）として位置付けられています（経営者保証GL7項(1)ロ）。

本手引は，同時に主たる債務と保証債務の整理を図る一体型を原則としていますが，本手引により事業者の主たる債務のみを整理し（単独型），保証債務の整理は別途の手続によることも可能です。

なお，本手引及び「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引」及び「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」の適用場面については，別紙1「各手引の適用場面」を参照してください。

2 特定調停スキーム（事業再生支援型）のメリット

(1) 事業者（主たる債務者）及び保証人のメリット

- ① 取引先を巻き込まないことが可能であること
- ② 迅速に事業を再生することができること
- ③ 経営者保証GLを利用して一体的に保証債務の整理を行えること

(2) 対象債権者のメリット

- ① 経済的合理性が確保されていること
- ② 裁判所が関与すること
- ③ 資産調査や事前協議が実施されること
- ④ 債権放棄額を貸倒損失として損金算入が可能であること

3 特定調停スキーム（事業再生支援型）の活用事例

(1) 事業者（主たる債務者）について

- ① 弁済期限や利息の変更（リスケジュール）又は資本金借入金への転換（DDS）をする事例
- ② 債務の一部免除を受ける事例
- ③ 別会社（親族，従業員又は取引先も含む。）が事業を引き継ぐことにより，別会社の下で事業の再生を図り，金融債権者に対しては事業の対価を原資に弁済を行い，その上で事業者を清算することを内容とする事例（いわゆる第二会社方式）

※別会社に事業が引き継がれる場合であっても，事業価値が認められず，そ

の実質が廃業による資産処分と同様と評価し得る場合もありますので、そのような場合には「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」の利用が適当な場合があります。あるいは、法的債務整理として破産手続や特別清算手続も選択肢となります。

(2) 保証人について

① 自宅について

ア オーバーローン（被担保債権が物件価値を上回る）を前提として、自宅を担保権者と協議して保証人の資産として残し、住宅ローンの返済を継続しつつ自宅に居住し続ける事例

イ 対象債権者に経済的合理性が認められることを前提として、自宅を保証人の資産（いわゆるインセンティブ資産）として残し、自宅に居住し続ける事例

ウ 事業者（主たる債務者）の対象債権者が担保権を設定している自宅について、近親者等の第三者が適正価格にて購入し、その代金で対象債権者に弁済し担保権を抹消した上、当該第三者の理解を得て自宅に居住し続ける事例

② その他資産について

ア 対象債権者の経済的合理性を踏まえて、当該経済的合理性の範囲内で一定の資産を残す事例

イ 保証人の状況（介護費用、医療費の負担等）を踏まえて、一定の生計費を残す事例

※いわゆるインセンティブ資産を残すなど保証人の保有する資産の規模や種類に応じて様々なケースがあります。

4 特定調停スキーム（事業再生支援型）の費用

(1) 裁判所手数料（調停申立てに当たっての印紙代）

(2) 弁護士（支援専門家）に要する費用

支援専門家及び代理人となる弁護士の費用がかかります（また、必要に応じて公認会計士、税理士等の費用もかかります。）。

5 特定調停スキーム（事業再生支援型）の要件

特定調停スキーム（事業再生支援型）を利用するに当たっては、次の事項を全て充たす必要があります。なお、個別の要件の解釈や認定については、対象債権者との協議により、柔軟に解釈等が可能な場合も考えられます。

(1) 対象事業者及び保証人について

- ① 経営改善により、約定金利以上は継続して支払える程度の収益力を確保できる見込みがあること（一定の事業価値があること）

※事業価値がない場合には、「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」の利用が適することがあります。

- ② 主たる債務者である事業者（法人，個人を問いません。）が，過大な債務を負い，既に発生している債務（既存債務）を弁済することができないこと又は近い将来において既存債務を弁済することができないことが確実と見込まれること（事業者（主たる債務者）が法人の場合は債務超過である場合又は近い将来において債務超過となることが確実と見込まれる場合も含みます。）

（注）上記の「既に発生している債務（既存債務）を弁済することができない」とは，破産手続開始の原因となる「支払不能」（破産法第2条第11項，第15条，第16条，第30条第1項）と同様の状態にあることを前提としており，また，「近い将来において既存債務を弁済することができないことが確実と見込まれる」とは，民事再生手続開始の条件である「破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき」（民事再生法第21条第1項，第33条第1項）と同様の状態にあることを前提としています。

- ③ ②の状況にある主たる債務者である事業者が自助努力のみではその状況の解決が困難であり，次のとおり一定の金融支援が必要と合理的に予想されること

ア 再生計画案の内容として，既存債務につき，金融機関による全部若しくは一部の免除，弁済期限や利息の変更（リスケジュール），又は，資本性借入金への転換（DDS）が必要と予想されるものであること

※事業者が信用保証協会による保証付融資を利用している場合，再生計画案の内容として，その求償権放棄等が必要と予想されるものであること

イ その他再生計画案に対する対象債権者の同意を得るために特定調停手続が必要と見込まれること

- ④ 保証人の保証債務の整理も同時に進める一体型の場合には，保証人について，経営者保証GLの3項及び7項(1)ニの要件を充足すること（例えば，弁済について誠実である，財産状況等を適切に開示してい

る（経営者保証G L 3項(3)）、免責不許可事由のおそれがない（経営者保証G L 7項(1)ニ）など

(2) 対象債権者について

事業者（主たる債務者）に対して金融債権を有する金融機関（信用保証協会を含みます。以下、同じ。）及び保証人に対して保証債権を有する金融機関を対象債権者とすること。ただし、事業者（主たる債務者）又は保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある債権者については、金融債権又は保証債権を有する債権者以外でも対象債権者に含めることができます。

(3) 法的再生手続（民事再生など）がふさわしい場合でないこと、すなわち、次のいずれにも該当しない場合であること

- ① 手形不渡り又はそれに相当する電子記録債権の支払不能が出ることが予想されること
- ② 個別の債権回収行為を防ぐ必要があること
- ③ 対象債権者間の意見・利害の調整が不可能又は著しく困難であること
- ④ 否認権行使や役員の実任追及などの問題があること

(4) 一般的に、私的再生手続がふさわしいと考えられる場合であること、すなわち、次のいずれにも該当する場合であること

- ① 事業者の事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、関係者の支援により再生の可能性があること
- ② 過剰な債務が主な原因となって経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること
- ③ 法的再生を申し立てることにより当該事業者の信用力が低下し、事業価値が著しく毀損するなど、再生に支障が生じるおそれがあること

(5) 経済的合理性

事業者の主たる債務及び保証人の保証債務について、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できること

なお、経営者保証G Lが適用される場合には、以下の①の額が②の額を上回る場合には、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあると考えられます。

- ① 主たる債務の再生計画案及び保証債務の弁済計画案に基づく回収見込額の合計金額

※第二会社方式の場合には、会社分割（事業譲渡を含む。）後の承継会

社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額並びに保証債務の
弁済計画案に基づく回収見込額の合計金額

- ② 現時点において主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収
見込額の合計金額

(6) 優先債権等の弁済

事業者（主たる債務者）及び保証人に対する優先債権（公租公課，労働
債権）が全額支払可能であり，特定調停の対象としない一般商取引債権が
金融機関の理解を得て全額支払可能であること（別会社への債務引受を含
む）

- (7) 事業者（主たる債務者）の再生計画案が，次の①から⑦までの全ての事
項が記載された内容であること

- ① 事業者の概要
- ② 財産の状況
- ③ 経営が困難になった原因
- ④ 事業改善の具体的内容・方針
- ⑤ 財産状況及び資金繰りの見通し
- ⑥ 事業者の弁済計画
- ⑦ 対象債権者に対して要請する主たる債務の減免，期限の猶予その他の
権利変更の内容

※公正かつ妥当で経済的合理的を有する内容の調停事項にすることが必要
です。「公正」とは公平で，かつ，法令に反しないこと，「妥当」
とは事業者の経済的再生のために適切な，それにふさわしいものであ
ることを指します。「公平」は，形式的な平等を求めるものではありません。

※債権放棄等（実質的な債権放棄及び債務の株式化（DES）を含
む。）の要請を含む再生計画の策定を支援する場合は，債権者と協議
の上，次の要件を誠実に検討すること

ア 経営者責任の明確化を図る内容とすること

※本手引は，中小企業を主な対象としていますので，経営者が引き
続き経営に携わることも想定されています。責任の程度，対象債
権者の意向等を踏まえ，役員報酬の削減，貸付金の放棄，株式割
合の減少などにより経営責任の明確化を図ることが考えられます。

イ 株主責任の明確化も盛り込んだ内容とすること

※いわゆる第二会社方式の場合には，旧会社は清算しますので，株

主責任の明確化は図られることとなります。

(8) 保証人の弁済計画案

保証人の弁済計画が、次の①から④までの全ての事項が記載された内容であること

- ① 財産の状況
- ② 保証債務の弁済計画（原則として、調停成立時から5年以内に保証債務の弁済を終えるものに限る。）
- ③ 資産の換価及び処分の方針
- ④ 対象債権者に対して要請する保証債務の減免、期限の猶予その他の権利変更の内容

(9) 事前協議及び同意の見込み

対象債権者との間で事業者の再生計画案及び保証人の弁済計画案の提示、説明、意見交換等の事前協議を行い、各対象債権者から調停事項案に対する同意を得られる見込みがあること

第2 事業再生支援型特定調停手続の進め方

1 事前準備及び相談対応

事業者（主たる債務者）から事業の再生に関する相談を受けた弁護士は、おおむね以下に掲げる事項を聴取・確認し、関係資料の提供を受けます。

- 事業者（主たる債務者）の概要
資料：商業登記簿謄本、定款、株主名簿
- 当面の資金繰りの状況
特に、現金預金の現状、手形・小切手の支払予定、取引先・金融機関への支払予定、売掛金等の入金予定等
資料：資金繰り見込み表
- 公租公課の滞納状況等
資料：公租公課債務一覧表
- 債務の状況
取引金融機関、リース債務、一般取引先、労働債務等
資料：関係権利者一覧表（金融債務）、リース契約一覧表、労働債務一覧表、就業規則（退職金規定）等
- 直近3年間の財務状況
資料：財務諸表、資金繰り表、税務申告書等
- 事業形態、主要取引先等

- 企業の体制，人材等の経営資源
- 窮境に至った経緯
- 改善に向けたこれまでの努力及びその結果
- 取引金融機関との関係
- 再生に向けて活用できる会社の資源・強み
- 再生に向けた要望，社内体制の準備の可能性
- 保証人の個人資産，負債，収支等（一体型の場合）

資料：保証人の資産目録，保証人の関係権利者一覧表等

2 弁護士に求められる役割

(1) 事業再生の検討が求められること

経済的に窮境に陥った事業者から相談を受けた弁護士としては，事業の持続可能性（事業の再生可能性）が見込まれる場合には，事業者の経営改善を積極的に支援し，事業の再生のためのスキーム（リスケジュール，D D S，債務免除，いわゆる第二会社方式の手法等）を検討することが求められます。事業を廃業すれば従業員の雇用や取引先・得意先関係が失われてしまいますし，債権者にとっての経済的合理性の観点からも，安易な廃業は避けなければならないと考えられます。

(2) 自助努力のみでは対応できない債務を負担していることの確認

債務を負っているとしても，経営改善や資産売却で債務を解消できる段階（又は検討が未了な段階）で，弁護士が金融機関に対し，当該事業者の債務整理の相談に行っても，それが受け入れられる可能性は乏しいです。

そこで，弁護士は，主たる債務者である事業者が，過大な債務を負い，自助努力のみでは過大な債務の解消ができないことを確認し，一定の金融支援が必要であることを十分に確認すべきです。その際，既に実行した，又は今後実行する予定の自助努力の内容や経営改善の内容を対象債権者に説明することが必要です。

(3) 他の準則型私的整理手続や法的整理手続がふさわしいかの確認・協議

他の準則型私的整理（中小企業再生支援協議会，事業再生ADR等）が事業者の事業再生にとって有益か，対象債権者の理解が得やすいかなどの観点から検討します。また，事案によっては，法的整理手続による方が適切な場合もあります。

弁護士は，本手引による事業再生が事業者（主たる債務者）にとって最も適しているかについて，十分検討するとともに，金融機関とも十分調整

することが求められます。

※例えば、中小企業再生支援協議会の場合には、金融調整を支援してもらえること、財務・事業DD費用の一部を負担してもらえること、外部専門家の弁護士による調査報告書を作成してもらえることなどのメリットがあります。

これに対し、特定調停手続の場合には、手続コストが低いこと、資金繰りが逼迫している案件にも対応できること、後述の民事調停法第17条の決定（いわゆる17条決定）による調停成立も可能であることなどがメリットと言えます。

3 事前準備及び金融機関との協議の開始

本特定調停スキームの流れについては別添参考1「特定調停スキームの流れ」を、本特定調停スキームのスケジュールについては別添参考2「特定調停スケジュール例」を、それぞれ参照してください。

弁護士が税理士・公認会計士等と協力し、調停申立て前に、財務・事業に関するDDを実施するなどして再生計画案を策定し、金融機関と調整して、同意の見込みを得る必要があります。同意を得る見込みのない事案については、本特定調停スキームにはなじまないことから、他の私的整理手続や法的再生手続を検討することが必要です。

再生計画案について各金融機関からの同意の見込みを得る手順は事案により異なると思われませんが、一般的には、次のような手順で進められるものと考えられます。同時申立てを予定している場合には、保証人についても次の手順を同時に進めることが必要になります。

(1) 債務者から受任の後、再生計画案策定のため、税理士、公認会計士などに協力を依頼。

※ただし、弁護士が主たる債務者と保証人双方の代理人を兼ねる場合には、両者間の利益相反の顕在化等に留意し、受任時に事業者及び保証人双方に説明し、同意を得ることが弁護士倫理上（弁護士職務基本規程第28条第3号）必要となります。

(2) メインバンクへの現状と方針説明、再生への協力・返済猶予等の申入れ。

※主たる債務者の行う返済猶予等の申入れとしては、元本の返済のみ猶予を申し入れ、金利は支払うことが考えられます。資金繰りその他の事情により、元本の返済猶予に加え、金利の支払猶予も申し入れる場合、預金拘束のリスクやその後の金融調整が難しくなることも考えられますので、資金

繰りやその後の関係を含めた十分な検討と金融機関との調整が求められます。

※保証人の行う返済猶予等の申入れ（別添書式6）については、主たる債務者の行う返済猶予等の申入れと同時にを行うとは限りません。債権放棄を伴う案件であることが確定した段階など、適時、適切な時期に行うことが求められます。

(3) メインバンク以外の金融機関への現状と方針説明，再生への協力・返済猶予等の申入れ。

※必要に応じて全金融機関を集めたバンクミーティングを開催します。

※経営者保証GL7項(3)ロでは、保証人の行う返済猶予等の申入れが全ての対象債権者に対して同時に行われていることが必要とされていることに留意が必要です。

※返済猶予等の効力が発生した時点は、経営者保証GLにおける経済的合理性を判断する「基準日」の意味を持ちますので、打合せメモ、バンクミーティング議事録、その他資料により、当該日時を明確に記録化しておくことが求められます。

(4) 弁護士，税理士，公認会計士等による再生計画案と清算貸借対照表の作成。主たる債務者である事業者及び保証人の同時申立てを予定している場合には、保証人の資産目録，調停条項（弁済計画）案，表明保証書・確認報告書等の作成。

※再生計画案が金融機関による債務免除を内容とする場合には、債務者に対する債務免除益課税，債権者の貸倒損失の計上について留意する必要があります。

※清算貸借対照表における資産評価は処分価値（早期売却価格）によります。

※信用保証協会による求償権放棄を内容とする場合には、信用保証協会による求償権放棄基準への適合性に留意する必要があります。

(5) メインバンクに対する再生計画案，保証債務弁済計画案の提示，説明，意見交換，修正と同意の見込みの取得。

※「同意の見込み」とは、おおむね金融機関の支店の取引担当者レベルの同意が得られており、最終決裁権限者（本店債権管理部など）の同意が得られる見込みがあることなどの状況をいいます。また、再生計画案に積極的に同意をするわけではないが、あえて反対もしない（したがって、後述の民事調停法第17条の決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる）場合も含まれます。

※保証債務弁済計画の内容が経営者保証G Lの要件に沿っていることを説明するため、代理人弁護士は、適宜、別添書式8-1「G L要件該当性及び弁済計画案等の御説明」を活用して、保証債務整理の対象となる保証人であること、保証債務整理を図る場合の対応が適正であること、残存資産の範囲及び弁済計画の内容が相当であることなどを説明します。別添書式8-1「G L要件該当性及び弁済計画案等の御説明」の活用方法や作成方法や留意点については、別紙2の「G L（一体再生型）弁済計画案等説明書」活用マニュアルを御確認ください。

(6) メインバンク以外の金融機関に対する再生計画案、保証債務弁済計画案の提示、説明、意見交換等と同意の見込みの取得。

※必要に応じて全金融機関を集めたバンクミーティングを開催します。

※信用保証協会付融資に関しては、信用保証協会とは、代位弁済前であっても、他の金融機関と同じタイミングで協議を開始することが必要です。

(7) 調停条項案（再生計画案、保証債務弁済計画案）の作成、各金融機関に対する特定調停についての説明と調停条項案に対する同意の見込みの取得。

ポイント：対象債権者との十分な事前調整の重要性

代理人弁護士は、特定調停手続の申立て前に十分に対象債権者と協議を行うことが肝要です。本手引は、事前調整を行わない特定調停を想定していません。経営者保証G Lにおいても、主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含みます。）について適時適切に開示していることが求められており、十分な事前調整及び信頼関係の構築が大事であるとされています。

ポイント：信用保証協会が対象債権者に加わる場合の留意点

中小企業の場合、信用保証協会の保証付融資を利用していることが少なくありません。信用保証協会の求償権放棄の取扱いには、以下の点に留意が必要です。

第1に、信用保証協会は、財産目録や弁済計画の策定に当たって、外部専門家の税理士や公認会計士の関与が求められていることに留意が必要です。十分な事前説明や調整がなく、代理人が選定した税理士等の専門家を関与させても、信用保証協会から外部専門家として認められず、当該専門家に支払うコストが無駄になるリスクもありますので、当該専門家を外部

専門家として活用することについて、事前に説明（個別訪問やバンクミーティングが考えられます。）を行い、信用保証協会担当者の内諾を得ておくことをお勧めします。

第2に、信用保証協会では、実態債務超過を何年で解消する計画になるのかなど、求償権放棄の数値基準を用いているとのこと。計画策定に当たっては、事前に説明を行い、信用保証協会の求償権放棄の基準に適合する計画となっているのか、担当者との間で十分な事前調整を行うことをお勧めします。

第3に、信用保証協会においては、事業者の事業継続が地域産業全体にとって利益があると認められる場合に対応が可能とされていますので、計画策定に当たっては、事業再生の意義等に十分留意することが必要になります。

第4に、信用保証協会が求償権放棄を行うに当たっては、日本政策金融公庫との協議、調整が必要とされており、一定の時間を要することがありますので、スケジュールについても、信用保証協会担当者との間で十分な事前調整を行うことをお勧めします。

第5に、信用保証協会においては、事業者と保証人との一体整理を原則としていることに留意が必要となります。下記図のとおり、個人事業者など保証人がいないケースは別として、保証人がいる事業者の場合、事業者のみを単独で整理したいと考えても（つまり、保証債務の整理は破産手続を利用する場合など）、信用保証協会は特定調停手続を利用して求償権放棄に対応することができないことに留意が必要です。このような場合は、事業者について個別交渉により、事業譲渡等を行った上で、特別清算手続の利用を検討することが必要になることに留意が必要です。

手 法	個人保証	特定調停手続による求償権放棄等	特別清算による整理
一体型	あり	対応可	(債権者間の合意があれば) 対応可
事業主単独型	なし (含個人事業者)	対応可	(債権者間の合意があれば) 対応可
	あり	—	(債権者間の合意があれば) 対応可

4 特定調停の申立て

(1) 当事者

申立人：事業者（主たる債務者）及び保証人

相手方：金融機関（債権者）。複数でも、1件として申立てが可能。

※本特定調停スキームでは、前記のとおり、調停申立前に再生計画案・調停事項案について金融機関と調整し、同意の見込みを得ることになっているところから、債権者ごとに進行が区々になる可能性が極めて低いと思われ
ます。したがって、相手方の数にかかわらず、原則として1件の申立て
（したがって、申立書も1通）で足りると考えられます。なお、例外的に
対象債権者ごとに進行が区々となる可能性がある場合には、申立てを対象
債権者ごとに分ける（申立書を複数とする）必要があります。

※信用保証協会の保証付債権がある場合は、信用保証協会に利害関係人として
参加してもらうことも可能です。

※同時申立てをする場合、保証人の債権者が主たる債務者の債権者と全て同
一であるときは、1通の申立書での申立てが可能です。保証人と主債務者
の債権者が一部でも異なるときは、同時申立てであったとしても、別々の
申立書により申立てをすることになります。なお、別々の申立ての場合に
も、並行して審理することが望ましいことから、関連事件があることを申
立書において明記する必要があります。

(2) 管轄裁判所

相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判
所又は当事者が合意で定める簡易裁判所であり、かつ、地方裁判所本庁に併
置されるもの。

※本来の特定調停の場合、相手方の住所等を管轄する簡易裁判所又は当事者
が合意により定める地方裁判所若しくは簡易裁判所が管轄裁判所となりま
す（民事調停法第3条参照）。しかしながら、中小企業が主な対象となり、
債権者との間の事前調整を前提とする本特定調停スキームでは地方裁判所
への申立ては想定していません。また、専門性のある調停委員を速やかに
選任してもらう必要があることから、本特定調停スキームを扱う裁判所と
しては、当面の間は、専門性のある調停委員を速やかに選任しやすい地方
裁判所本庁に併置された簡易裁判所に申立てをすることをお勧めします。

なお、法定の土地管轄が地方裁判所本庁併置の簡易裁判所にはなく、事
前合意がないときであっても、特定調停については広く自庁処理が認めら

れていますので、それを前提として地方裁判所本庁併置の簡易裁判所に申し立てることは可能です（自庁処理するかどうかは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第4条に基づき、各裁判体が判断することになります。）。

(3) 提出すべき書類（書式、記載例は、別添のとおり）

添付資料等については、債権者に共通のものは、1部で問題ないと考えます。

- 調停申立書（別添書式1）
正本は1通、副本は相手方の数。
- 訴訟委任状
- 資格証明書（申立人、相手方）
- 関係権利者一覧表（別添書式2）
- 再生計画案（別添書式3）

※特定調停が成立してからおおむね3事業年度（特定調停成立年度を含む）を目途として、決算期を考慮しつつモニタリングに必要な期間を定め（なお、期間については、申立人の実績が計画を上回る場合には短縮も可能とすることなども考慮する）、申立人が相手方に対して、当該モニタリング期間中、申立人の状況等に応じ、年一回程度（状況等によっては複数回）の割合で再建計画の実施状況を報告する、などのモニタリングの内容を記載してください。

- 調停条項案（別添書式4-1、4-2、4-3及び4-4）
- 経過報告書（別添書式5）

※事前の金融機関との交渉状況の程度によって、調停期日の進行の見込みが異なることから、調停条項案に対する各金融機関の同意の見込みがあることや協議に係る状況等を明らかにする具体的な交渉経過を記載してください。

- 表明保証書・確認報告書（別添書式7-1）（同時申立ての場合。以下同じ。）
- 保証人の資産目録（別添書式7-2）
- 保証債務の弁済計画案、説明書（別添書式8-1、8-2）
- 保証人の関係権利者一覧表（別添書式9）

(4) 調停前の措置の申立て

代理人弁護士による事前調整の結果、ほとんどの金融機関が再生計画案に

ついて同意する見込みがあるにもかかわらず、ごく一部の金融機関のみが手形・小切手の取立て、又は、期限の利益喪失扱いをしようとするなど、債務者の合理的な再生計画案の成立を阻害し、債務者の再建を著しく困難にするおそれがある場合には、裁判所による手形・小切手の取立禁止命令、期限の利益喪失扱いの停止命令等の調停前の措置（民事調停法第12条）の申立てをなすことも考えられます。

ただし、前述のとおり、本特定調停スキームは、再生計画案に対する各金融機関の事前の同意の見込みがあることを前提としますので、調停前の措置の申立ては、例外的な場合における活用となるものと想定されます。

また、調停前の措置の申立てを行う場合には、裁判所に事前に連絡をしておくことが望ましいと考えられます。

5 調停手続の進行

本特定調停スキームは、再生計画案に対する各金融機関の同意が事前に見込まれていることが前提となっていますので、1～2回の調停期日で終結することを想定しています。

(1) 第1回調停期日

- ① 調停委員による各金融機関の意向確認
- ② （場合によっては）調停成立、民事調停法第17条決定

(2) 期日間

期日間に調整が必要な場合には、代理人弁護士が各金融機関との間で協議、調整

(3) 第2回調停期日

○ 調停成立

債務免除に関する税務上の処理、あるいは、信用保証協会による求償権放棄の処理のため、調停調書と再生計画案の一体性が確保される必要がありますので、金融機関（特に信用保証協会）と協議の上、調停調書に再生計画案を特定してもらうことが必要です。

○ 民事調停法第17条決定

決定の理由中で、再生計画案の合理性が示される必要がありますので、17条決定中に再生計画案の特定をしてもらうことが必要です。その旨を調停主任裁判官に伝えておくことが望ましいと考えられます。

6 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業との関係

本特定調停スキームによる中小企業の再生計画策定については、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業の対象となります。

(利用手順)

(1) 利用申請

- ① 担当弁護士が認定支援機関である場合、メインバンクへの現状と方針説明、再生への協力・リスケジュール（元本弁済の据置き等）の要請により、再生への協力を取り付けたときは、「経営改善計画策定支援について協力することの確認書面」を取得します。

※「確認書面」については、金融機関の取引支店の支店長名のものが必要と考えられています。

- ② 債務者と認定支援機関である弁護士は、連名で、「経営改善支援センター事業利用申請書」を、各都道府県の経営改善支援センター（中小企業再生支援協議会に設置）に提出します。

利用申請書には、メインバンクの「経営改善計画策定支援について協力することの確認書面」を添付します。

※②の利用申請書の提出を先行し、申請から1か月以内に「確認書面」を追完することもできます。

(2) 謝金の支払申請

債務者と認定支援機関である担当弁護士は、計画について金融機関との合意成立後（すなわち、調停成立後）、連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書」を経営改善支援センターに提出します。

(3) モニタリング

認定支援機関である担当弁護士は、再生計画（経営改善計画）の記載に基づき、債務者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに対し報告するとともに、「モニタリング費用支払申請書」を提出します。

なお、モニタリングは、認定支援機関である担当弁護士が自ら実施するものとし、外部委託することはできないものとされています。

以 上

各手引の適用場面

	事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引（旧「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」）	経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引	事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引
事業再生（事業継続）する場合で、一体型（主たる債務者も保証人も特定調停を利用）	○	×	×
事業再生（事業継続）する場合で、事業者単独型（主たる債務者は特定調停を利用し、保証人は特定調停を利用しない（破産等））	○	×	×
事業再生（事業継続）する場合で、保証人単独型（主たる債務者は特定調停を利用せず（再生支援協議会等）、保証人は特定調停を利用）	×	○	×
事業清算・廃業する場合で、一体型（主たる債務者も保証人も特定調停を利用）	×	×	○
事業清算・廃業する場合で、事業者単独型（主たる債務者は特定調停を利用し、保証人は特定調停を利用しない（破産等））	×	×	○
事業清算・廃業する場合で、保証人単独型（主たる債務者は特定調停を利用せず（破産や特別清算等）、保証人は特定調停を利用）	×	○	×

※一体型や保証人単独型は、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理を行うことを前提にしています。

※「保証人が特定調停を利用しない」ケースは、保証人が存在していない場合も含まれます。

「経営者保証に関するガイドライン（GL）に基づく保証債務整理（一体再生型）
GL要件該当性及び弁済計画書案等の御説明」活用マニュアル

<総論>

- ・「経営者保証に関するガイドライン」（以下「GL」といい、「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aを「Q&A」といいます。）に基づく保証債務整理（一体再生型）における保証債務の弁済計画案（別添書式8-2）の説明書（別添書式8-1。以下「本説明書」といいます。）は、GLの手続の流れに沿って、①保証債務整理の対象となる保証人かどうかの検討（第1）、②対象債権者の範囲（第2）、③保証債務整理の開始（第3）、④資産状況の調査、弁済計画及び免除計画の策定（第4）という時間軸に沿った順序で構成されています。
- ・本説明書は、必要最小限の項目をチェックする形で作成し、確認する形式になっていますので、補充が必要な場合は、補充ありにを付けて、別添資料等を準備して説明してください。
- ・本説明書は、保証人（支援専門家）が手続選択の検討のために活用することや対象債権者への説明のために活用することのほか、対象債権者等が保証人（支援専門家）の申出内容の合理性、適正性を確認するために活用することができます。
- ・支援専門家は、全ての対象債権者がその適格性を認めるものをいう（GL 5項(2) 口参照）とされています（Q&A5-8, 7-6も御確認ください。）。対象債権者と信頼関係の構築に努めてください。

<第1の御説明>

- ・第1記載の要件は、保証債務整理の開始の申出をすることができる保証人かどうかを確認するための要件になります。
- ・主たる債務者が法的整理手続の開始申立てや準則型私的整理手続の申立て前の場合、保証人（支援専門家）は、対象債権者に対し、申立てを行う時期等を説明し、将来的に充足する予定を説明してください。なお、合理的理由がある場合には、対象債権者の合意を前提として、GLの手続に即して、残存する保証債務の減免・免除を行うことも可能です（GL 7項(1) 口, Q&A7-2）。
- ・主たる債務者の法的整理手続や準則型私的整理手続が終結している場合もGLの利用は可能です。しかし、終結後に保証債務整理の開始をした場合には、インセンティブ資産を残す余地がなくなることに御注意ください（GL 7項(2) 口, Q&A7-20）。
- ・GLの場合には、破産手続と異なり、破産管財人費用が生じないことから、詳細

な説明をせずとも、第1記載の経済的合理性の要件充足を説明できることが多いと考えられます。ただし、代理人弁護士費用（支援専門家費用）、特定調停手続の場合の印紙代、郵便切手代が生じることには御留意ください。

- ・ 免責不許可事由のおそれがないことが要件とされていますので、免責不許可事由がないか確認してください。免責不許可事由がある場合、保証人（支援専門家）は、裁量免責が認められる事情（免責不許可事由の性質、重大性、帰責性、債権者の態度や意見、手続への協力の有無や程度等）があるか確認し、対象債権者に対し、丁寧な説明を行ってください。なお、免責不許可事由の「おそれ」の意味は、Q&A7-4-2を御確認ください。

<第2の御説明>

- ・ 第2記載の要件は、対象債権者の範囲を確認するための要件です。
- ・ 保証人に固有の債務（住宅ローン、カードローン等）がある場合、金融債権者でないとして対象外債権者として支払継続するのか、弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして対象債権者に含める（GL7項(3)④ロなお書）のか、別途任意整理や特定調停を申し立てるかなど様々な対応が考えられます。保証人の経済的更生（二次破綻リスク）や衡平性（Q&A7-28）に御留意の上、御検討ください。固有の債権者を対象債権者に含めない場合、弁済計画案の履行可能性や相当性の検証や説明のため、「負債目録」を作成することも考えられます。

<第3の御説明>

- ・ 第3記載の要件は、保証債務整理の開始時期を確定するための要件です。保証債務整理の開始時期は、弁済計画策定に当たっての財産評定の基準時となり、基準時以降の新得財産は弁済対象から除かれることとなります。
- ・ 財産評定の基準時は、保証人（支援専門家）がGLに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出た時点（保証人等による返済猶予等の要請が行われた場合であっても、返済猶予等の効力が発生した時点をいう。）とされていますので（GL7項(3)④イb）、返済猶予等の効力がいつ生じたか、保証人（支援専門家）と対象債権者とで協議、確認し、確定させてください。

<第4の御説明>

- ・ 第4記載の要件は、資産状況の調査、弁済計画及び免除計画を確認するものです。
- ・ 資産状況の裏付け資料を確認し、「資産目録」に整理してください。なお、「負債目録」については、固有の債務があり、弁済計画案の履行可能性や相当性の検証

や説明のため、必要がある場合に適宜作成すれば足りります。

- ・残存資産については、資産の内容、評価額を特定し、資産の合計額を記載してください。
- ・住宅、車両リースなど担保付資産については、本説明書の※を参考に担保資産の価値と被担保債務額を比較し、余剰の資産価値があるか否かを確認してください。余剰がない場合には、資産価値はないものとして評価します。
- ・不動産の評価方法について、不動産鑑定まで実施するのか、近隣不動産業者の簡易な査定書や固定資産評価証明等を使うかについて、対象債権者と協議し、適切な方法を選択してください。なお、資産価値については、早期処分価格で評価することが考えられます（Q&A7-25 参照）。保証人（支援専門家）と対象債権者とで協議の上、評価額を確定してください。
- ・残存資産が自由財産の範囲内の場合には、弁済額にかかわらず、対象債権者の経済合理性が認められる場合が多いと考えられます。
- ・インセンティブ資産を残す希望がある場合、その必要性について、保証人（支援専門家）は、対象債権者に対して説明することが求められますので（G L 7 項 (3) ③a), 本説明書の別紙「インセンティブ資産の相当性資料」を作成するなどして、対象債権者の理解を得るように努めてください。なお、同別紙「インセンティブ資産の相当性資料」の第2の②の破産時に主たる債務者や保証人から回収が見込まれる額を検討するに当たっては、破産管財人費用等を考慮することが考えられます。
- ・対象資産を処分・換価する代わりに対象資産の「公正な価額」に相当する額を分割返済する場合、月次収支表（家計状況表）の作成が求められる場合があります。
- ・保証人（支援専門家）が「弁済計画案」や「調停条項」を作成する場合、G L 7 項 (3) ④を踏まえて、別添書式8-2「保証債務の弁済計画案（G L 7 項 (3) ④）」を参考に作成ください。
- ・保証債務の免除要請については、第4の第4項記載のとおり、保証人の表明保証、支援専門家の確認、資力の状況が事実と異なる場合の処理方針等を記載することが必要です。書式「調停条項」や「表明保証書」を利用することが考えられます。
- ・資産目録に誤りがあった場合、保証人自身も表明保証違反となり、債務免除の効力が覆滅するリスクがあります。また、支援専門家も対象債権者の信頼を失ったり、責任問題が生じたりすることも考えられます。そこで、保証人の表明保証や支援専門家確認に当たっては、客観的資料を十分確認することが求められます。

以上

特 定 調 停 申 立 書

令和 年 月 日

〇〇簡易裁判所 御中

(当事者の住所・名称)

(代理人の住所・名称)

(相手方債権者の住所・名称)

(利害関係人の住所・名称)

申 立 の 趣 旨

申立人らの債務額を確定した上、その支払方法の協定を求める。
本件については、特定調停手続により調停を行うことを求める。

紛 争 の 要 点

1 当事者

(1) 申立人の概況

ア 主債務者

申立人株式会社〇〇〇〇（以下「申立人会社」という。）は、〇〇市
〇〇区において、〇〇事業を営んでいる会社である。

申立人会社は、公認会計士作成の財務調査報告書（添付書類3）に記
載のとおり、令和〇年〇月〇〇日時点において時価ベースで約〇億〇〇

〇〇万円の実質債務超過に陥っており、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特定調停法」という。）第2条の「金銭債務を負っている者であって」「債務超過に陥るおそれのある法人」に該当する。

イ 保証人

(ア) 申立人〇〇〇〇

申立人〇〇〇〇（以下「申立人保証人」という。）は、資産目録（添付書類4）及び関係権利者一覧表（添付書類5）に記載のとおり、令和〇年〇月〇〇日時点において、申立人会社を主債務者とする〇億〇〇〇万〇〇〇〇円の連帯保証債務を負担しながら、〇〇〇万〇〇〇〇円の資産しか所有しておらず、1か月当たり約〇〇万〇〇〇〇円の収入しかないため、特定調停法第2条の「金銭債務を負っている者であって、支払不能に陥るおそれのあるもの」に該当する。

(イ) 上記原因が生じた理由

申立人会社が経営危機に陥ったため、破綻を回避するため、全事業をスポンサーに対して事業譲渡を行い、申立人会社を特別清算することになり、連帯保証債務が現実化するからである。

(2) 相手方及び利害関係人

相手方は、いずれも申立人会社に対して貸付金債権を有している金融機関であり、利害関係人は上記貸付金の一部を保証している信用保証協会である。相手方及び利害関係人の債権額については、関係権利者一覧表（添付書類5）に記載のとおりである。

2 申立人会社の事業の状況及び概要等

(1) 事業の内容

申立人会社の事業内容は〇〇事業である。

(2) 経歴等

平成〇〇年〇月 申立人会社設立

平成〇〇年〇月 〇〇〇〇

(3) 業績推移

ア 令和〇年〇月期

売上高 〇億〇〇〇〇万円

営業利益 〇〇〇〇万円
経常利益 〇〇〇万円
当期利益 〇〇〇万円

イ 令和〇年〇月期

売上高 〇億〇〇〇〇万円
営業利益 ▲〇〇〇万円
経常利益 ▲〇〇〇〇万円
当期利益 ▲〇〇〇〇万円

ウ 令和〇年〇月期

売上高 〇億〇〇〇〇万円
営業利益 ▲〇〇〇〇万円
経常利益 ▲〇〇〇〇万円
当期利益 ▲〇〇〇〇万円

(4) 役員

代表取締役 〇〇〇〇
取締役 〇〇〇〇

(5) 従業員（役員を除く）

正社員 〇〇名
非常勤職員 〇〇名

(6) 事業所の状況

所在 〇〇市〇〇区〇〇番地

3 申立人会社の発行済みの株式の総数，資本金の額

(1) 発行済みの株式の総数

〇〇〇株

(2) 資本金の額

〇〇〇〇万円

(3) 株主

〇〇〇〇（代表取締役） 〇〇〇株
〇〇〇〇 〇〇株
〇〇〇〇 〇〇株

4 申立に至る経緯について

※再生計画案（添付書類6）を引用するなどして、①窮境の原因、②借入金の返済状況、③再生の方針（自力再生かスポンサー型か）、④再生計画の内容等を記載します。

5 経営者保証に関するガイドラインによる整理を求めること

(1) 申立人保証人は、本調停手続において、次に述べる事情により、平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証GL」と略称し、経営者保証GLの条項を引用するときは項番の冒頭に「GL」と表記する。）に基づく保証債務の整理を求める。

(2) 申立人会社は、中小企業であり、申立人保証人は同社の代表取締役社長である（GL7(1)、GL3(1)(2)）。

(3) 申立人会社は、全事業をスポンサーに対して事業譲渡を行い、新会社のもとで事業の再生を図る予定であり、同時に、御庁に対して特定調停の申立てを行っている（GL7(1)ロ）。

(4) 申立人会社は、上記(3)のとおり、事業譲渡により再生を図り、事業譲渡代金を原資として債権者である相手方及び利害関係人（金融機関）の一部返済に充て、特別清算手続において残余の借入金債務の免除を受ける予定である（以下「本再生スキーム」という。）。申立人会社及び申立人保証人は、相手方及び利害関係人（以下、併せて「対象債権者」という。）との間で譲渡価額について協議を重ね、本再生スキームについて対象債権者からおおむね内諾を得ている。

申立人保証人に関しても、後述のとおり、調停条項案（添付書類7）の内容で債務の免除を受けることについて、対象債権者からおおむね内諾を得ている。

よって、申立人会社及び申立人保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示している（GL7(1)イ、GL3(3)）。

(5) 申立人保証人には、破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもない（GL7(1)ニ）。

(6) 申立人会社及び申立人保証人は、いずれも反社会的勢力ではなく、そのおそれもない（GL7(1)イ、GL3(4)）。

(7) 申立人会社は本再生スキームにより総額〇〇〇〇万円を、また、申立人保証人は資産の一部を換価し総額〇〇〇万円を、それぞれ対象債権者に対し按分比例で弁済する予定である〔A〕。

これに対し、申立人会社が破産した場合は、対象債権者に対する配当は見込まれない。また、申立人保証人が破産した場合は、資産目録（添付書類4）のとおり総額〇〇〇万〇〇〇〇円を対象債権者に対して配当できるにとどまる見込みである。したがって、申立人会社と申立人保証人の破産により、総額〇〇〇万〇〇〇〇円〔B〕を対象債権者に対して配当できるにとどまる。

〔A〕は〔B〕を〇〇〇〇万〇〇〇〇円上回っており（回収見込額の増加額）、申立人会社の資産及び債務並びに申立人保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して、主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できる（GL7(1)ハ）。

そして、調停条項案（添付書類7）によると、残存資産は〇〇万〇〇〇〇円であり、上記回収見込額の増加額を超えるものではない。

6 相手方との交渉の経過等

(1) 申立人会社

経過報告書（添付書類8）のとおりであり、調停条項案（添付書類7）記載の内容の弁済額の支払いをした上で、残余の債務について特別清算手続において整理を行うことについて、担当者レベルではおおむね理解を得ているので、1回での調停成立を希望する。

(2) 申立人保証人

申立人保証人は、代理人弁護士を通じて、対象債権者に対して、資産目録（添付書類4）の内容で財産状況を開示するとともに、対象債権者との間で、申立人会社の事業再生及び申立人保証人の保証債務の返済について協議を行った結果、調停条項案（添付書類7）のとおり調停を成立させることについて、おおむね内諾を得られるに至った。

添付書類

- 1 訴訟委任状
- 2 資格証明書
- 3 財務調査報告書
- 4 資産目録
- 5 関係権利者一覧表
- 6 再生計画案
- 7 調停条項案
- 8 経過報告書
- 9 資産に関する表明保証書

申立人

関係権利者一覧表

※ 該当する□に「✓」を記入すること。

番号	債権者氏名又は名称	債務の内容等 (当初借入日・当初借入金額・現在残高等)			担保権の内容等
	住所	年月日	金額	残高	
1		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
	申立書記載のとおり				
2		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
3		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
4		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
5		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
6		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
7		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
8		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
9		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
10		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
11		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)
12		・	円	円	□(根) 抵当権付 □(連帯) 保証人付 (氏名)

※ 「関係権利者」とは、特定債務者に対して財産上の請求権を有する者及び特定債務者の財産の上に担保権を有する者をいう。(特定調停法2条4項)

関係権利者の一覧表には、関係権利者の氏名又は名称及び住所並びにその有する債権又は担保権発生原因及び内容を記載しなければならない。(特定調停手続規則2条2項)

株式会社〇〇〇〇 再生計画案

年 月 日

第1 企業及び事業の概要

※会社概要（会社名、本店所在地、代表者、設立、決算月日、資本金等）、沿革、株主・株式の状況、役員の状況、従業員の状況、事業施設、業績の推移（損益状況、財産状況）、借入金の状況等を適宜記載。

第2 窮境の状況及び原因

1 窮境の状況

※現在の状況について、①財産状態（実質債務超過の有無）、②正常収益力（プラスかマイナスか）、③債務償還年数（現状の収益力を前提とした金融機関に対する有利子負債の債務償還年数）、④過剰債務か否か（有利子負債から正常運転資金、現預金及び換金性のある有価証券を控除した要償還債務がFCFの10倍を超えるか否か）を適宜記載。

2 窮境の原因

※窮境に陥った原因を、外部環境、内部環境に整理して適宜記載。

※スポンサー型の場合は、自助努力では再生が困難であること等を記載。

第3 再生計画の内容

1 事業再生の意義

※事業再生の意義（事業価値、雇用の確保等）を適宜記載。

2 再生計画の概要

※再生計画の概要（例えば、第二会社方式）を適宜記載。

3 スポンサー選定について

※スポンサー選定の経緯について適宜記載。

4 スポンサーの概要

※スポンサーの概要について適宜記載。

5 事業譲渡の内容

※事業譲渡の内容、対価の相当性等について適宜記載。

6 今後の事業計画

※スポンサーによる事業計画（損益計画、CF計画等）を適宜記載。

7 金融機関に対する弁済計画について

※金融機関に対する弁済計画，金融支援の内容を適宜記載。

※経済的合理性（清算価値保障原則）に留意。

※一体型の場合，保証人からの弁済についても記載。

8 経営責任，保証責任，株主責任について

※経営責任（役員の退任，役員報酬の削減等），保証責任（法的整理，経営者保証に関するガイドラインによる整理等），株主責任（特別清算等）について適宜記載。

9 今後の手続，スケジュール

※今後の手続（特定調停手続，事業譲渡の手続，弁済，特別清算手続等）やスケジュールを適宜記載。

添 付 資 料

- 1 財務調査報告書
- 2 不動産鑑定評価書
- 3 資金繰り表
- 4 弁済計画表
- 5 今後の事業計画
- 6 事業譲渡契約書
- 7 資産目録（保証人用）

以 上

調停条項（相手方●●●分）案
（ひながた1・リスケジュール型）

1 弁済計画の基本方針

申立人と相手方株式会社●●●（以下「相手方」という。）は、申立人と相手方ほか金融債権者●社（以下、併せて「相手方ら」という。）との間における申立人の弁済計画について、申立人において経営危機に陥っており、破たんを回避するため、不採算事業から撤退するとともに、採算事業についても必要なリストラ策を講じた上で、合理性が認められる令和●年●月●日付け再生計画書【注：又は「別紙再生計画書」】のとおり、令和●年以降、毎年●●●円の営業利益を出す計画の下において、相手方らに対して、●年間に総額●●●●円を返済するものであることを確認する。

2 債務額の確認

申立人は、相手方に対し、申立人が相手方から本日までに借り受けた金員の残債務【注：又は「負担した求償債務の残債務」】として、金●●●●円（内訳：残元金●●●円、未払利息金●●円、確定遅延損害金●●円）及び残元金に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

3 弁済方法（リスケジュール）

申立人は、相手方に対し、前項の金員を、別紙返済計画表記載のとおり分割して、次の口座に振り込む方法により支払う。

●●銀行●●支店の●●名義の（普通、当座、通知、別段、●●）預金口座
（口座番号 ●●●●●●●●●●）

4 期限の利益の喪失

申立人が、前項の分割金の支払を怠り、その額が金●●●●円に達したときは、申立人は当然に期限の利益を失い、申立人は、相手方に対し、第2項の金員から既払金を控除した残金及び残元金に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年●%の割合による遅延損害金を支払う。

5 担保解除

申立人が第3項の弁済を期限の利益を失うことなく履行した場合には、相手方は、別紙担保目録記載の担保権設定契約を解除し、申立人に対し、その担保権抹消登記手続その他の担保権消滅を第三者に対抗するために必要な書類を交付する。

6 清算条項

申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債

務のないことを相互に確認する。

7 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

担 保 目 録

- 1 所 在 ○○
地 番 ○○
地 目 ○○
地 積 ○○
所 有 者 ○○

- 2 所 在 ○○
家屋番号 ○○
種 類 ○○
構 造 ○○
床 面 積 ○○
所 有 者 ○○

以 上

調停条項（相手方●●●分）案
（ひながた 2 ・ 債務免除型）

1 弁済計画の基本方針

申立人●●株式会社（以下「申立人会社」という。）及び申立人●●（以下「申立人保証人」という。以下、申立人会社及び申立人保証人を併せて「申立人ら」という。）と相手方株式会社●●●（以下「相手方」という。）は、申立人らと相手方ほか金融債権者●社（以下、併せて「相手方ら」という。）との間における申立人らの弁済計画について、次のとおり確認する。

- (1) 申立人会社は、経営危機に陥っており、破たんを回避するため、不採算事業から撤退するとともに、採算事業についても必要なリストラ策を講じた上で、合理性が認められる令和●年●月●日付け再生計画書【注：又は「別紙再生計画書」】のとおり、令和●年以降、毎年●●●円の営業利益を出す計画の下において、相手方らに対して、●年間にて総額●●●円を返済する。
- (2) 申立人保証人は、その所有する不動産を売却し、相手方らに対し、当該売却代金を弁済原資とし、総額●●円以上の額を相手方らの債権額に応じて按分弁済し、相手方らから、上記弁済後の各保証債務について免除を受け、その他の資産は残存資産として申立人保証人が引き続き保有する。ただし、不動産売却代金による弁済総額が金●●円に満たなかったときは、残存資産を限度に金●●円と不動産売却代金による弁済総額との差額を相手方らに弁済する。

2 債務額の確認

- (1) 申立人会社は、相手方に対し、申立人会社が相手方から本日までに借り受けた金員の残債務【注：又は「負担した求償債務の残債務」】として、金●●●●●円（内訳：残元金●●●●●円、未払利息金●●●●●円、確定遅延損害金●●●●●円）及び残元金に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- (2) 申立人保証人は、相手方に対し、申立人会社が相手方に対する前号の債務の連帯保証債務として、金●●●●●●円（内訳：残元金●●●●●●円、未払利息金●●●●●●円、確定遅延損害金●●●●●●円）及び残元金に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

3 申立人会社の弁済方法及び債務免除

- (1) 相手方は、申立人会社に対し、本日、前項の金員のうち、金●●●●●円（内訳：残元金●●●●●円、未払利息金●●●●●円、確定遅延損害金●●●●●円）の支払義務を

取得した求償権全額を直ちに放棄する。

(5) 相手方の債務免除

相手方は、申立人保証人に対し、第1号及び第2号の弁済及び申立人会社による第3項第2号の弁済がいずれもなされたとき、第2項第2号のその余の支払義務を免除する。

8 保証債務の追加弁済

申立人保証人及び相手方は、申立人保証人の保証債務の追加弁済について、次のとおり確認する。

- (1) 申立人保証人は、相手方に対し、本調停条項に添付した表明保証書（以下「表明保証書」という。）写しのとおり表明保証を行った。
- (2) 申立人保証人が表明保証書により表明保証を行った資産目録に含まれていない資産が存在することが判明した場合、申立人保証人は速やかに当該資産を換価し、相手方に対し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を支払う。ただし、本項第3号に該当する場合はこの限りでない。¹
- (3) 申立人保証人が表明保証書により表明保証を行った資力について、故意に事実と異なる過少な資産を申告したことが判明した場合、又は申立人保証人が資産の隠匿を目的とした贈与若しくはこれに類する行為を行っていたことが判明した場合には、申立人保証人は相手方に対し、前項第5号により免除を受けた債務額及び同債務額中の残元本に対する免除を受けた日の翌日から支払済みまで年●パーセントの遅延損害金を直ちに支払う。

9 清算条項

申立人らと相手方は、申立人らと相手方との間において、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

10 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

¹ 本条項は相手方が単独であることを念頭に置いています。相手方が複数の場合、新たに資産が判明した場合の弁済額については、相手方の保有する債権額に応じて按分する条項に修正することが考えられます。

担 保 目 録

- 1 所 在 ○○
地 番 ○○
地 目 ○○
地 積 ○○
所 有 者 ○○

- 2 所 在 ○○
家屋番号 ○○
種 類 ○○
構 造 ○○
床 面 積 ○○
所 有 者 ○○

以 上

(2) 申立人は、相手方に対し、前項の金員のうち第1号の金員を控除した残金●●●万円（内訳：残元金●●●円、未払利息金●●●円、確定遅延損害金●●●円）及び同残元金に対する令和●年●月●日から令和●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金を、次のとおり、第1号記載の口座に振り込む方法により支払う。

ア 令和●年●月●日限り、上記残元金●●●円に対する令和●年●月●日から令和●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金●●●円。

イ 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで、毎年●月末日限り、上記残元金●●●円に対する●年●月●日から●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金●●●円ずつ。

ウ 令和●年●月●日限り、上記残元金●●●円に対する令和●年●月●日から令和●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金●●●円。

エ 令和●年●月●日限り、上記残金●●●万円（内訳：上記残元金●●●●●円、同未払利息金●●●円、同確定遅延損害金●●●円）。

(3) 申立人と相手方は、第2号の債権について、以下のとおり合意する。

ア 申立人について破産手続が開始した場合、第2号の債権については、申立人の破産手続における配当の順位が、劣後的破産債権に後れる。

イ 申立人について特別清算手続が開始した場合、第2号の債権については、申立人の特別清算手続における弁済の順位が、その他の一切の債権（ただし、劣後債権と同等の条件を付された債権を除く。）に後れる。

ウ 本項は、本日現在において申立人が負担している全ての債務（ただし、劣後債務及び劣後債務と同等の条件を付された債務を除く。）及び本調停条項に基づき申立人が新たに負担する全ての借入金債務にかかる債権を有する者の全ての同意なくして、これらの債権を有する者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意は効力を生じない。

エ 本項に反してなされた申立人の相手方に対する弁済はいずれも無効とし、相手方は、当該弁済金を申立人に返還しなければならない。

4 期限の利益の喪失

申立人が、第3項1号の分割金の支払を怠り、その額が金●●●円に達したときは、申立人は当然に期限の利益を失い、申立人は、相手方に対し、同項第1号の金員から既払額を控除した残金及び残元金に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

5 担保解除

申立人が第3項第1号の弁済を期限の利益を失うことなく履行した場合には、相手方は、別紙担保目録記載の担保権設定契約を解除し、申立人に対し、その担

保権抹消登記手続その他の担保権の消滅を第三者に対抗するために必要な書類を交付する。

6 清算条項

申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

担 保 目 録

- 1 所 在 ○○
 - 地 番 ○○
 - 地 目 ○○
 - 地 積 ○○
 - 所 有 者 ○○

- 2 所 在 ○○
 - 家屋番号 ○○
 - 種 類 ○○
 - 構 造 ○○
 - 床 面 積 ○○
 - 所 有 者 ○○

以 上

調停条項（相手方●●●分）案
（ひながた 4・第二会社型）

1 弁済計画の基本方針

申立人●●株式会社（以下「申立人会社」という。）及び申立人●●（以下「申立人保証人」という。以下、申立人会社及び申立人保証人を併せて「申立人ら」という。）と相手方株式会社●●●（以下「相手方」という。）は、申立人らと相手方ほか金融債権者●社（以下、併せて「相手方ら」という。）との間における申立人会社及び申立人保証人の弁済計画について、次のとおり確認する。

- (1) 申立人会社は経営危機に陥っており、破綻を回避するため、●●事業をスポンサーに対して事業譲渡（事業譲渡の対価としてスポンサーから申立人会社に交付される金員は金●億●●●●万円。）を行い、いわゆる第二会社方式によりスポンサーの下で事業の再生を図るとともに、事業譲渡代金を原資にして、相手方らに対して、抵当権付債権部分に対して合計●億●●●●万円、一般債権部分に対して合計●●●●万円を弁済した上で、申立人会社を特別清算手続において清算するという内容であることを確認する。
- (2) 申立人保証人は、その所有する不動産を売却し、相手方らに対し、当該売却代金を弁済原資とし、総額●●円以上の金額を相手方らの債権額に応じて按分弁済し、相手方らから、上記弁済後の各保証債務について免除を受け、その他の資産は残存資産として申立人保証人が引き続き保有する。ただし、不動産売却代金による弁済総額が●●円に満たなかったときは、残存資産を限度に●●円と不動産売却代金による弁済総額との差額を相手方らに弁済する。

2 債務額の確認

- (1) 申立人会社は、相手方に対し、申立人会社が相手方から本日までに借り受けた金員の残債務【注：又は「負担した求償債務の残債務」】として、金●●●●●円（内訳：残元金●●●●円、未払利息金●●●円、確定遅延損害金●●●円）及び残元金に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- (2) 申立人保証人は、相手方に対し、申立人会社の相手方に対する前号の債務の連帯保証債務（借入債務）として、金●●●●●円（内訳：残元金●●●●●円、未払利息金●●●円、確定遅延損害金●●●円）及び残元金に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

3 利息金・遅延損害金の支払い

申立人会社は、相手方に対し、前項第1号の元金に対する令和●年●月●日（※事業譲渡の効力発生日）までの利息金・遅延損害金を支払うものとする。

4 抵当権の解除

申立人会社が相手方に対し、令和●年●月●日（※事業譲渡の効力発生日）限り、第2項の元金のうち金●億●●●●万円を支払ったときは、相手方は、別紙担保目録記載物件の担保権設定契約を解除し、申立人会社に対し、その担保権抹消登記手続その他の担保権消滅を第三者に対抗するために必要な書類を交付する。

5 申立人会社の弁済方法

申立人会社は、相手方に対し、令和●年●月●日限り、第2項第1号の元金のうち金●●●●万●●●●円を支払う。

6 特別清算

申立人会社の相手方に対する残債務については、申立人会社の特別清算手続において整理するものとする。

7 申立人保証人の財産の状況

申立人保証人と相手方は、令和●年●月●日（※事業譲渡の効力発生日）現在の申立人保証人の保有する資産が別紙資産目録（以下「資産目録」という。）のとおりであることを確認する。

8 保証債務の弁済方法及び債務免除

(1) 申立人保証人は、資産目録の●記載の不動産を第三者に売却し、令和●年●月●日限り、売却代金から移転費用、不動産仲介手数料、固定資産税、印紙代、登記費用等売却に要する費用（以下「必要経費」という。）を控除した額を、相手方らに対し、それぞれ保有する債権額に応じて按分し、相手方に対しその按分した額を支払う。

(2) 前号の弁済額が●●円に満たなかった場合は、申立人保証人は、相手方に対し、残存資産を限度に、●●円と前号の弁済額の差額を支払う。

(3) 申立人保証人が第1号の弁済を怠ったときは、直ちに、申立人保証人は相手方に対し、第2項第2号の債務から既払額を控除した残金を支払う。

(4) 申立人保証人による求償権全額の放棄

第1号及び第2号の弁済をしたとき、申立人保証人は、申立人会社に対し、取得した求償権全額を直ちに放棄する。

(5) 相手方の債務免除

相手方は、申立人保証人に対し、第1号及び第2号の弁済及び申立人会社による第3項の弁済がいずれもなされたとき、第2項第2号のその余の支払義務

を免除する。

9 保証債務の追加弁済

申立人保証人及び相手方は、申立人保証人の保証債務の追加弁済について、次のとおり確認する。

- (1) 申立人保証人は相手方に対し、本調停条項に添付した表明保証書（以下「表明保証書」という。）写しのと通りの表明保証を行った。
- (2) 申立人保証人が表明保証書により表明保証を行った資産目録に含まれていない資産が存在することが判明した場合、申立人保証人は速やかに当該資産を換価し、相手方に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を支払う。ただし、本項第3号に該当する場合はこの限りでない。¹
- (3) 申立人保証人が表明保証書により表明保証を行った資力について、故意に事実と異なる過少な資産を申告したことが判明した場合、又は申立人保証人が資産の隠匿を目的とした贈与若しくはこれに類する行為を行っていたことが判明した場合には、申立人保証人は相手方に対し、前項第5号により免除を受けた債務額及び同債務額中の残元金に対する免除を受けた日の翌日から支払済みまで年●パーセントの遅延損害金を直ちに支払う。

10 清算条項

申立人らと相手方は、申立人らと相手方との間において、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

11 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

¹ 本条項は相手方が単独であることを念頭に置いています。相手方が複数の場合、新たに資産が判明した場合の弁済額については、相手方の保有する債権額に応じて按分する条項に修正することが考えられます。

担 保 目 録

- 1 所 在 ○○
 - 地 番 ○○
 - 地 目 ○○
 - 地 積 ○○
 - 所 有 者 ○○

- 2 所 在 ○○
 - 家屋番号 ○○
 - 種 類 ○○
 - 構 造 ○○
 - 床 面 積 ○○
 - 所 有 者 ○○

以 上

経過報告書

令和 年 月 日

●●簡易裁判所 御中

申立人株式会社●●●●

代理人弁護士 ● ● ● ●

(※注：前提条件

金融機関（相手方）はA銀行， B銀行， C信用金庫
いずれも一部はD信用保証協会の保証付
A銀行がメインバンク)

本申立前における， 申立人と相手方金融機関との協議の経過については次のとおりですので， 御報告いたします。

- 令和●年 1月10日 申立人と代理人弁護士がA銀行を訪問し， 申立人が事業再生を行うことを説明し， リスケジュール（元本据置）を要請する。
- 令和●年 1月13日 申立人と代理人弁護士がB銀行， C信金を訪問し， 申立人が事業再生を行うことを説明し， リスケジュール（元本据置）を要請する。
- 令和●年 1月20日 申立人と代理人弁護士が第1回金融機関説明会を開催し， 経営改善を進めることを説明し， リスケジュールへの協力を求める。 A銀行， B銀行， C信金， D信用保証協会が出席する。
- 令和●年 1月27日 A銀行， B銀行， C信用金庫が， 令和●年6月までのリスケジュールを承諾する。
- 令和●年 5月25日 申立人と代理人弁護士が第2回金融機関説明会を開催し， 再生計画案の策定まで時間を要することを説明し， 再度のリスケジュールへの協力を求める。 A銀行， B銀行， C信金， D信用保証協会が出席

- する。
- 令和●年 6月15日 A銀行, B銀行, C信用金庫が, 令和●年12月までのリスケジュールを承諾する。
- 令和●年 9月10日 申立人と代理人弁護士が第3回金融機関説明会を開催し, 事前に開示していた再生計画案・調停条項案(債務の一部を免除)について説明し, 金融機関の同意を求める。A銀行, B銀行, C信金, D信用保証協会が出席する。
- 令和●年10月29日 申立人と代理人弁護士が, 金融機関からの意向を受けて免除額等を修正した再生計画案・調停条項案をA銀行, B銀行, C信金, D信用保証協会宛てに提出する。
- 令和●年11月 9日 B銀行●●支店の担当者から代理人弁護士宛てに次の回答がある。担当者としては, 申立人が特定調停の申立をした場合, 修正された再生計画案・調停条項案に承諾することに異存はないが, 本店審査部より, 調停の場で調停委員の考えを念のため確認しておきたいとの方針が示された。
- 令和●年11月12日 C信金●●支店の担当者から代理人弁護士宛てに, B銀行と同旨の回答がある。
- 令和●年11月15日 A銀行●●支店の担当者から代理人弁護士宛てに, B銀行と同旨の回答がある。
- 令和●年11月16日 D信用保証協会の担当者から代理人弁護士宛に, 修正された再生計画案・調停条項案を基本的に承諾する意向であるが, 調停の場で調停委員の考えを念のため確認しておきたいとの方針が示された。
- 令和●年11月28日 D信用保証協会が代位弁済
- 令和●年12月15日 A銀行, B銀行, C信金, D信用保証協会を相手方として特定調停の申立て

以上

〇〇年〇月〇日

対象債権者各位

返済猶予等のお願い

(主たる債務者) 〇〇 〇〇 印

(保証人) 〇〇 〇〇 印

(支援専門家) 弁護士 〇〇 〇〇 印

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当職は、●●●●氏（住所：●●，生年月日：●年●月●日生）の代理人に就任するとともに、併せて支援専門家として特定調停手続により「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理を開始することを目指すことになりました（主たる債務者との一体整理を予定しております。）。

つきましては、対象債権者様との協議を整えた後、特定調停の申立てを行う予定です。これに伴い、本日から調停成立までの間、保証債務の返済の御猶予をお願い申し上げます。対象債権者におかれましては、特定調停手続に基づく保証債務の整理に御協力賜りたく、下記の行為を差し控えていただくようお願い申し上げます。

また、●年●月●日現在での債務残高¹について弁護士宛てに御送付をお願いいたします（残高証明書の発行が望ましいですが、残高が確認できるものであればそれに限定するものではございません。書式も問いません。FAXでの送信でも構いません。）。

敬 具

記

- 1 ●年●月●日における保証債務の残高を減らすこと
- 2 弁済の請求・受領，相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと
- 3 追加の物的人的担保の供与を求め，担保権を実行し，強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること

以 上

¹ 債権残高が判明している場合には、適宜省略してください。弁済計画を策定する際は、事案に応じて、対象債権を元本にするのか、基準日時点までの利息損害金にするのか決めることとなります。

資産に関する表明保証書

●●●●銀行 御中

私の資産は、別紙資産目録のとおりであり、その余の資産を有しない旨を表明し保証いたします。

年 月 日

(保証人)

住 所

氏 名 _____ 印

【保証人名】による上記の表明保証が適正であることを確認いたしました。

年 月 日

(支援専門家)

住 所

氏 名 _____ 印

資 産 目 録
(●年●月●日時点)

1 現金

2 預金

金融機関・支店名	口座の種類	口座番号	残額
			円

3 不動産

種別	所在地	地目／構造 ・規模	地積／床面 積 (㎡)	評価額	備考 (借入状況・担 保状況等)

4 貸付金

相手方	評価額	備考 (回収見込み等)

5 保険

保険会社名	証券番号	解約返戻金額	備考

6 有価証券, ゴルフ会員権等

種類	数量	評価額	備考
			円

7 その他資産 (貴金属, 美術品等)

品名	購入金額	備考 (換価可能性等)

※住宅, 車両リース等担保付資産がある場合, 担保資産の価値と被担保債務額を比較し, (余剰) の資産価値を試算した金額を備考欄に記載ください。

負債目録¹
(●年●月●日時点)

- 1 弁済計画により権利変更の対象となる債権者（経営者保証に関するガイドラインの対象債権者）に対して負担する債務

金融機関名	残高	備考（担保状況等）

- 2 1以外の債務（住宅ローンやカードローン等）

債権者名	残高	備考（担保状況等）

※日常的に発生する債務を除く

¹ 固有の債権者を対象債権者に含めない場合、弁済計画案の履行可能性や相当性の検証や説明のため、「表明保証書」に「負債目録」を添付することを検討ください。

経営者保証に関するガイドライン（GL）に基づく保証債務整理（一体再生型）

GL要件該当性及び弁済計画案等の御説明

対象債権者 各位

年 月 日

(主たる債務者) ○○ ○○

(保証人) ○○ ○○ 印

(支援専門家) 弁護士 ○○ ○○ 印

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、主たる債務者_____ですが、____年 ____月 ____日付けの再生計画案に基づき、特定調停手続を申し立てる予定です。

保証人_____氏ですが、経営者保証に関するガイドライン（以下「GL」といい、経営者保証に関するガイドラインQ&Aは「Q&A」といいます。）に基づく弁済計画案は、本書面の別紙のとおりです。下記のとおり、保証人は、GL 7項（1）に規定する保証債務整理の対象となる保証人であり、GL 7項（2）のとおり適正にGL手続を進めたものであり、GL 7項（3）②から⑤に沿った弁済計画案となっていますので、GLに基づく整理に御理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

第1 保証債務整理の対象となる保証人であること

補充あり

GL 3項要件を充足している（GL 7項（1）イ）

主債務者が中小企業であること（GL 3項（1），Q&A3）

保証人が個人であり、主債務者である中小企業の経営者等であること（GL 3項（2），Q&A4）

※いわゆる第三者による保証について除外するものではありません（GL脚注5参照）。

主債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、財務情報等を適時適切に開示していること（GL 3項（3），Q&A3-3，3-4）

主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと（GL 3項（4），Q&A3-5）

主たる債務者が法的債務整理手続の開始申立て又は準則型私的整理手続の申立てをGLの利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が係属し、若しくは既に終結していること（GL 7項（1）ロ）

- 対象債権者において、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがある等、経済的な合理性が期待できること（GL7項（1）ハ、Q & A7-4）
- 破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと（GL7項（1）ニ）
 - 著しく不利益な条件で債務を負担したり、又は信用取引により商品を購入し著しく不利益な条件で処分してしまっただけではない（破産法第252条第1項第2号）
 - 一部の債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で、義務ではない担保の提供、弁済期が到来していない債務の弁済又は代物弁済をしたことがない（破産法第252条第1項第3号）
 - 保証債務整理に至る経過の中で、当時の資産・収入に見合わない過大な支出又は賭博その他の射幸行為をしたことがない（破産法第252条第1項第4号）
 - 1年前から保証債務整理の開始日までの間に、他人の名前を勝手に使ったり、生年月日、住所、負債額及び信用状態等について虚偽の事実を述べて、借金をしたり、信用取引をしたことがない（破産法第252条第1項第5号）
 - その他免責不許可事由がない（破産法第252条第1項各号（第10号を除く。））

免責不許可事由がある場合

※免責不許可事由及びそのおそれがない場合には記載は不要です。
免責不許可事由の内容と裁量免責を相当とする事情は次のとおりです。

第2 対象債権者

補充あり

本件における対象債権者は次のとおりです（GL1項，7項（3）④）。

※経営者に対して保証債権を有する金融債権以外の債権者（固有の債権者等）でも、弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある債権者である場合には、対象債権者に含めることも可能です（GL7項（3）④なお書、Q & A7-28）。

第3 保証債務整理を図る場合の対応が適正であること 補充あり

1 返済猶予等の要請が適正に行われていること

GL の手続に則り、適式に返済猶予等の要請が出されている

主たる債務者、保証人、支援専門家が連名した書面（保証債務のみを整理する場合は保証人、支援専門家が連名した書面）が出されている（GL 7 項（3）①）

全ての対象債権者に対して同時に行われている（GL 7 項（3）①）

対象債権者との間で良好な取引関係が構築されてきた（GL 7 項（3）①）

※全ての要件を充足する場合には、対象債権者は、返済猶予等の要請に対して、誠実かつ柔軟に対応するよう努めることとなります。

2 基準日

--

3 合理的な不同意事由

GL 7 項（3）の合理的な不同意事由がない（Q & A 7-7, 7-12）

※対象債権者は、合理的な不同意事由がない限り、保証債務整理手続の成立に向けて誠実に対応することとなります。

4 経営責任

GL 7 項（3）②の経営責任の明確化が図られていること（Q & A 7-7, 7-12）

※主たる債務者の再生計画内にて記載されることが一般的です。

第4 残存資産の範囲及び弁済計画の内容も相当であること 補充あり

1 保証人の資産の状況及び残存資産の範囲

上記基準時点における保証人の財産は、「資産目録」記載のとおりです。

このうち保証人が残すことを希望する資産（残存資産）は、次のとおりです。

• • •
(合計) _____ 円

※住宅、車両リース等担保付資産がある場合、担保資産の価値と被担保債務額を比較し、（余剰の）資産価値を試算します。

(例) 住宅の価値 _____ 円

住宅ローン額 _____ 円

2 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）の相当性（経済的合理性）

- 残存資産が自由財産の範囲内である（G L 7 項（3）③ホ，Q & A7 - 14）
 - ※保証人が自由財産の範囲内の財産しか有していない場合，保証人が破産した場合でも対象債権者は，保証人の財産から配当を期待できる立場にありません。G L 上も残すことは相当とされており，自由財産を残す内容で弁済計画を立案しても，対象債権者の経済的合理性は充足されると考えられます。なお，自由財産を残す内容の弁済計画を立案しても，弁済について誠実という要件を満たさない事態になるわけではありません（Q & A3-4 参照）。
- 残存資産が自由財産の範囲を超えているが，以下のとおり，インセンティブ資産として相当な範囲である（Q & A7-13，7-14，7-20）
 - インセンティブ資産の範囲は，回収見込額の増加額の範囲内である（別紙「インセンティブ資産の相当性資料」参照，Q & A7 - 16）
 - 主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始した事情がない（G L 7 項（2）ロ，Q & A7 - 20）

3 弁済計画の内容も相当であること

- 法的債務整理手続によらずガイドラインで整理する理由（G L 7 項（3）④イ a）
- 財産評定の基準時の財産の状況が記載されている（「資産目録」参照，G L 7 項（3）④イ b）
- （残存資産ではない）処分・換価対象資産がある場合，「公正な価額」に相当する額を弁済する計画を示すか，処分方針を記載している（G L 7 項（3）④イ c， d）
 - ※処分・換価未了財産がない場合には，当該項目の検討は不要です。
- 按分弁済の計画となっている（G L 7 項（3）④ロ）

4 保証債務の免除要請も適正に行われていること

- 保証人が資力に関する情報と資料の開示を行い，表明保証を行っている（「表明保証書」参照，G L 7 項（3）⑤イ，ロ）
- 支援専門家が表明保証の適正性についての確認を行い，対象債権者に報告している（「表明保証書」参照，G L 7 項（3）⑤イ）
- 資力の状況が事実と異なる場合（過失も含む），免除した保証債務及び延滞

利息を付す追加弁済を行う書面での契約締結がなされている（「表明保証書」参照，G L 7項（3）⑤ニ）

- 主たる債務及び保証債務の弁済計画が，対象債権者にとっても経済合理性が認められるものとなっている（本書面第5の2項参照，G L 7項（3）⑤ハ）

第1 インセンティブ資産

補充あり

保証人が希望するインセンティブ資産は、次のとおりです。

--

第2 主債務者再生型手続の場合の回収見込額の増加額 (Q & A7 - 16)

補充あり

- ① 主たる債務の弁済計画 (案) に基づく回収見込額 (会社分割 (事業譲渡を含む) 後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額の合計)

--

- ② 現時点において主たる債務者が破産手続を行った場合の回収見込額

--

- ③ 本件における回収見込額の増加額 (①から②を控除した金額)

--

※保証人の資産の売却額が、現時点において保証人が破産手続を行った場合の保証人の資産の売却額に比べ、増加すると合理的に考えられる場合は、当該増加分の価額も加えて算出することができます。

第3 インセンティブ資産を残す理由 (複数回答可, GL 7 項(3)a) 補充あり

- 今後の居住場所確保のため
 医療費, 介護費等がかさむため
 解約 (換金) すると再度加入することが難しいため
 事業再生, 事業清算に着手した時期が計画に与えた影響が大きいため
 保証人の経営資質, 信頼性が高いため
 以下の理由のため (自由に記載)

--

以上

保証債務の弁済計画案 (GL7項 (3) ④)

書式 8 - 2

単位：円

対象債権者の弁済計画及び保証債務免除予定額

以下のとおり、全ての対象債権者の債権の額の割合に応じて弁済を行う計画となっています。本弁済計画に基づく弁済を受けたときに、本保証人に対するその余の対象債権（利息・遅延損害金が残存する場合はこれを含みます。）の全てを免除していただきたくお願い申し上げます。

	債権者名及び属性	対象債権額	保証履行額	債務免除予定額	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
	合計				

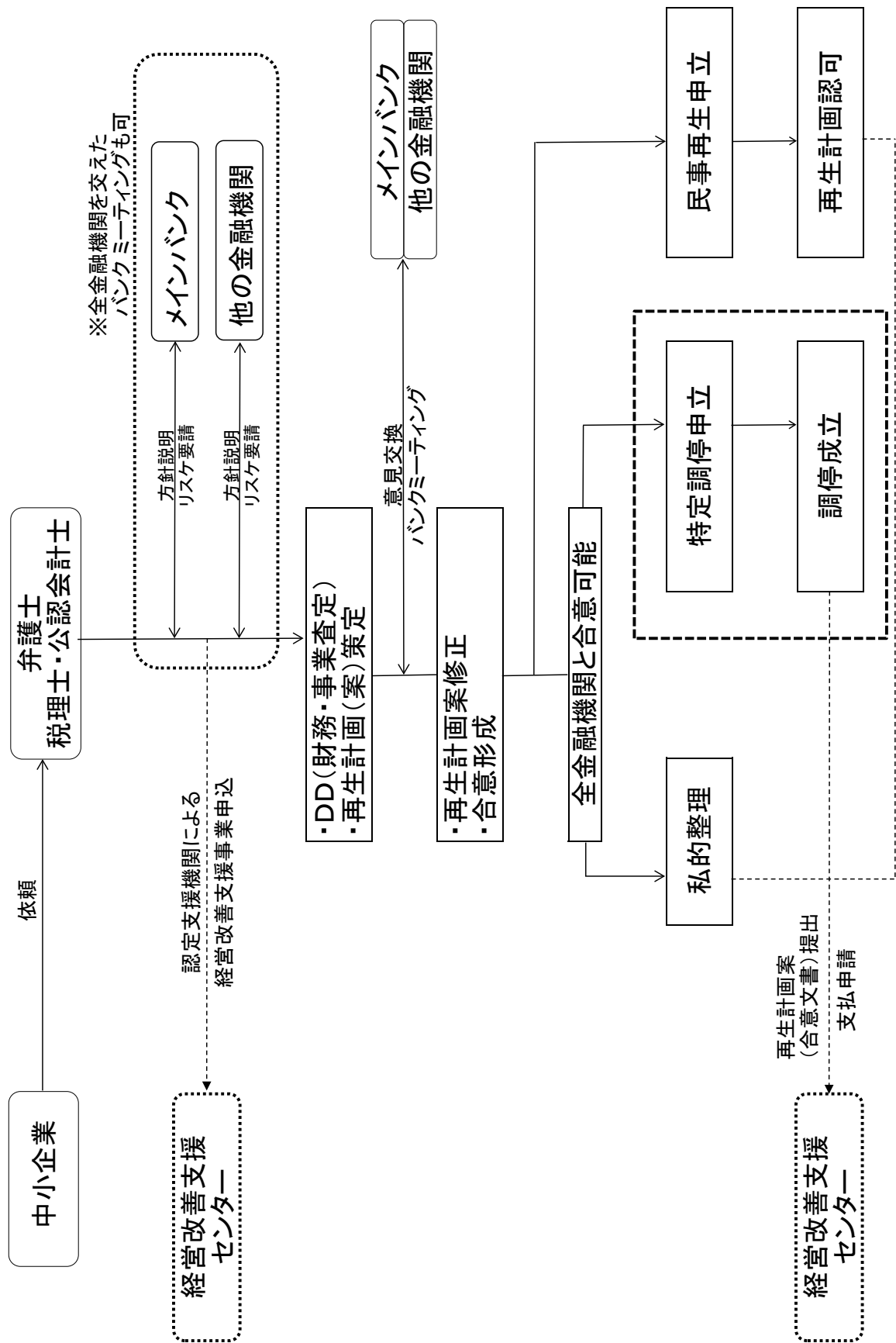
申立人

関係権利者一覧表

※いずれも主たる債務者を_____とする連帯保証債務である。

番号	債権者氏名又は名称	主たる債務の内容等 (当初借入日・当初借入金額・現在残高等)			保証契約締結日
	住 所	年月日	金 額	残 高	
1	申立書記載のとおり	・ ・	円	円	
2		・ ・	円	円	
3		・ ・	円	円	
4		・ ・	円	円	
5		・ ・	円	円	
6		・ ・	円	円	
7		・ ・	円	円	
8		・ ・	円	円	
9		・ ・	円	円	
10		・ ・	円	円	
11		・ ・	円	円	
12		・ ・	円	円	

特定調停スキームの流れ



参考 1

前提：金融機関は複数でメインバンクあり

申立日からの日数	手 続
<p>▲おおむね半年～1年 (あくまで目安)</p>	<p>①債務者（窮境にある事業者）による弁護士への委任 税理士・会計士（再生計画案作成補助）を選定</p> <p>②メインバンクへの方針説明，リスケジュール（元本の据え置き等）の要請 今後の方向性や見通しについて協議</p> <p>③各金融機関，信用保証協会等への方針説明，リスケジュールの要請 必要に応じてバンクミーティングの開催</p> <p>④各金融機関から調停成立までの間のリスケジュールを受ける</p> <p>⑤弁護士（場合によって税理士・会計士も補助）による 再生計画案＋清算B/Sの作成，調停申立書・調停条項案の作成</p> <p>⑥再生計画案・調停条項案の金融機関への提示</p> <p>⑦各金融機関による再生計画案・調停条項案の検討</p> <p>⑧各金融機関との調整 必要に応じて個別調整，バンクミーティングの開催</p> <p>⑨再生計画案に対する各金融機関の意向（同意など）の確認</p>
<p>0日</p>	<p>調停申立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士が申立代理人 ・ 調停申立書添付の経過報告書に，調停条項案に対する各金融機関の同意の見込みがあることを明らかにする具体的な交渉経過を記載 <p>調停前の措置（民事調停法12条）の申立て（必要に応じて。ただし，例外的に）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所による手形・小切手の取立禁止命令，期限の利益喪失扱いの停止命令等
<p>1か月</p>	<p>第1回調停期日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調停委員による金融機関の意向確認 ・ （場合によっては）調停成立，民事調停法17条決定 <p>期日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （必要に応じて）金融機関との間の協議，調整
<p>2か月 (あくまで目安)</p>	<p>第2回調停期日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調停成立 <p>調停条項に，申立人の弁済計画が「再生計画案」（甲第〇号証）（ただし，調停調書に再生計画案を別紙として添付する場合は「別紙再生計画案」）に基づくものであることの文言を挿入する旨の申入れをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民事調停法17条決定 <p>理由中に，再生計画案（甲第〇号証）（ただし，決定書に再生計画案を別紙として添付する場合は「別紙再生計画案」）が相当と認められる旨の意見を付記する旨の申入れをする。</p>